

第五回 参議院内閣人事連合委員会會議録第三号

昭和二十四年五月十六日(月曜日)午後二時十九分開会

本日の会議に付した事件

○行政機関職員定員法案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣及び人事連合委員会を開会いたします。昨日に引き続き、各省の定員関係の説明を求めたのであります。そこで只今便宜上経済安定本部の部について政府の説明を求めます。

○國務大臣(青木孝義君) 経済安定本部の人員整理につきましては、御説明申し上げます。本部につきましては、統計関係職員は定員の二割、その他の職員は定員の三割、物價調査員は定員の二割、経済調査員は定員の二割、この結果新しい定員は本部が千二百四十八人、それから物價調査員が八百五十八人、経済調査員が三千七百九十九人ということになりました。三者を合計いたしました五千八百二十五人ということになりました。

次に各廳ごとに新しい定員と、旧定員及び現在人員等の關係を申し述べます。次のように相成る次第でございます。先ず本部について申し上げます。本部の旧定員即ち三月一日の定員は、中央千三百二十一人、地方が五百四十八人、計千八百六十九人でありまして、そのうち今回の本部の機構改革によつて物價局を廃止し、物價廳へ事務を移管することになりました關係から、同局の定員五十八人を差引きますと、千七百六十人ということに相成る次第であります。これに對して新定員千二百四十八人でありまして、その差五百一十二人が整理せられることとなるのであります。この整理人員五百一十九人中三月一日現在の欠員が、二百四十八人ありますので、結局二百七十五人の実人員を整理するということになった次第でございます。尙三月一日以降の欠員増によりまして、四月一日現在では二百三十八人の整理ということに相成る次第でございます。

次に物價廳の旧定員即ち三月一日の定員は千二百名で、整理率は物價廳の特殊性を考慮いたしまして、二割の例外的措置を認められましたので、新定員は八百十七名、本部と地方局を各別に計算した結果一名増しということになりました。実員は九百七十五名でありますので、整理人員は百五十八名ということに相成る次第でございます。尙安定本部物價局より四十一名が本部に移管されますので、八百五十八名を以て新定員といたす次第でございます。それからその次は、経済調査員は原則通り三割の整理をいたします。即ち経済調査員は旧定員五千三百三十三名でありましたから、この三割に当ります千五百九十四名を整理いたします。新定員は三千七百九十九名ということになります。然るに最近の現在員は四千六百五十二名でありますから、この法律の実施によりまして整理いたします者の数は九百三十三名に相成る次第でございます。以上が御審議を頂きます人員整理に関する概要でございます。

○三好始君 議事進行について……只今御説明になりました数字が我々に全然資料として配付になつておりませんので、非常に分りにくいのですが、資料はありますか。

○國務大臣(青木孝義君) お答え申し上げます。今日この資料を作りまして、明日皆様の御手許へ差上げるにいたしましたと思ひます。

○カニエ邦彦君 只今御返事によりまして、資料を明日届けるのでございまして、安定期間の方は資料が出てから審議することでない、資料なしではちよつと審議がむずかしいかろうと思ひますが……

○國務大臣(青木孝義君) 今日御要求を頂きました資料を明日差上げると申し上げますので、前に御要求がございましたものは大体出ておる次第でございますが、何か……

○堀眞琴君 只今カニエ君の発言に私賛成であります。私共の手許に配付されておりますのは、現行定員と実人員の数並びにその比率でありまして、新定員並びに整理される実際の数についての数字がありませんので、これはその資料を配付して頂きましてから審議したいと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) 只今私が申し上げた数字が新定員の数字でございますが、これだけでは……お手許へこれを差上げなければいけないのでございまして、この点で御了承を願えませんか。

○堀眞琴君 今安本長官から御説明になつたんですが、この資料には新定員並びに整理される人員の数が少しも載つておらんのです。従ひましてその整理が果して合理的なものかどうかというのを私共審議ができないと思ひますので、これはその資料が手許に届きましたときに延期さして頂きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮りいたします。資料の提出がまだ不十分でありますから、経済安定本部の關係のことは後に廻します。

○委員長(河井彌八君) 次に労働省の部に入りたいと思ひますが、御異存ありませんか。

○國務大臣(鈴木正文君) 定員法の労働省に關係のある部について御説明申し上げます。労働省關係の定員につきましては、お手許に配付いたしました資料を御覽頂けば大体が分つて頂けると存じますが、労働省所属各局局におきましても、三割乃至二割削減という一般原則は、これは一應適用することにしたんですが、仕事の關係上削減率を緩和しなければならぬと考えられる部門、又逆に増員を要する部門等につ

きましては十分考慮いたしましたのでございます。例えば、先ず一般會計の方では、労働基準監督官については、整理の率を一割八分としたしまして、それから統計關係の部門については、二割というところにいたしましたこと、それから研究機關については、技術者は欠員だけを整理し、事務職員は二割という方針に決定したこと、それから公共職業安定所につきましては、原則として二割の削減に止め、又特別會計の方では、労働者災害補償保險關係の職員につきましては、その事務量から考えまして全然削減を行わないばかりでなくして、本年度新たに二百六名の増員をいたしましたのでございます。又失業保險關係の職員につきましては、三割という標準をやめまして二割という標準にいたしましたのでござい

ます。以上のような方針によつて定員を整理いたしますと、この表に出ておりますごとく本省の分は、一般會計で一万六千七百二十二、特別會計三千五百九十九、合計一万九千八百八十一となり、それと別に中央労働委員會等の外局の二百五十二を加えますと、これを整理前の定員の二万五千四百八に比べますと、七九〇強の程度となつております。全体といたしまして二割余の削減ということになつておる次第でございます。

○羽仁五郎君 この政府全体の行政整理の率を見ますと、法務府の場合は殆んど整理されないで九九〇%存在して

第三十三部 内閣人事連合委員会會議録第三号 昭和二十四年五月十六日【参議院】

るのに、労働省という日本の現在の経済建設の民主化にとつて最も重要な労働省が七二%全体として切られておる。この全体として七二%切られて、労働省としてはその仕事を能率を低下することなくやつて行かれるのであるかどうか、その全体について先ず伺いたいと思います。

○國務大臣(鈴木正文君) 司法関係、それから警察関係は、これは私自身の直接の管轄ではございませんが、最初から整理をしないという別の方針があつたのでございまして、その方針自体につきましての当否は一應別としてしまして、そういう関係上、法務廳或いは警察関係というものは整理が殆んど行われておらないという状態でございまして。それからもう一つこの表にありますが七二%というのは、これは印刷の間違ひか、計算の間違ひでございまして。先程申しましたように最高の面が三割削減されましたが、二割もあり、一割八分もあり、全然整理しないので逆に増えたという面もございまして、七九%強、大体八〇%ぐらいのところ、大体さつき申しました全体を通じて二割の削減になつております。こう申しますのが実際の現状でございまして。

○羽仁五郎君 労働省が新たに昭和二十二年に設置せられて、なかなかすぐその中で、具体的に申せば労働基準局というものができたのが日本の長年のいわゆるチープ・レーバー、殊にそれが國際世界に深刻なる損害を與えたというふうな深い反省の上に立つておると思ふのであります。今までこの労働基準局というものは設立以來まだ日も浅

いことで無理もないことであるとは思ふのですけれども、併し事実上この労働基準局が果して労働基準法に定められていたような、労働基準を、日本全國に亘つて維持するために十分の機能を擧げているかいないか、その点を伺いたいと思います。

○國務大臣(鈴木正文君) これは羽仁さんの御見解の角度からいへば御批判があると思ひますが、いろいろ御見解があるでございしますが、何にいたしましても御承知のように労働行政については殆んど空白の状態から戦後一挙に各方面に労働行政の部門が展開されたという、そういう根本條件の上に立ちまして、労働行政が展開されたのでありまして、實際は最初の一年間ぐらいは本當の基準監督という機能よりはむしろ基準行政自体の啓蒙周知というやうな問題に主力が注がれておつたと存じます。本格的な基準行政が展開され始めましたのは、それから暫く経つてからだと存じます。見方によつていろいろの結論はあると存じますが、現在の基準監督行政が將來ともこの程度で十分であつて、何らこれ以上拡大、進展する必要がないというやうなことは考へておけませんし、今後尙基準行政は日本におきましては労働関係のみならず、経営者の諸君、一般の國民の方達にもつと周知徹底されて行く、そういう強力に而も正しい線に沿つて展開すべきだと政府は考へております。ただ今申しましたように、やつと一挙に戦後出て來る労働行政の、而も重要な監督行政の部門でありますし、恰かもそれと前後して出て來た財政関係等いろいろの條件に制約されましてとても十分だというやうな成果を擧げ

ておるところまでは考へておりませんけれども、この最近一年有余の間には相當基準監督の行政の実を擧げて参つたと存じております。今後尙一層力を入れて参りたいと思ひます。

○羽仁五郎君 それではもう少し具体的に最近において労働基準監督局がどれだけの仕事をしておられるかを伺いたい。

○國務大臣(鈴木正文君) できるだけ具体的にいたしますように政府委員から数字を擧げてその点の説明をいたさせます。

○説明員(寺本廣作君) それでは皆さんのお手許に差上げてあります参考資料に基づきまして御説明を申し上げます。存じます。只今大臣から御説明がありまして通りに基準法施行後半年の間は普及、宣傳に力を注いで参りまして、昨年の二月からやつと監督業務を始めたのであります。最近監督の成績が段々参つて参りまして、一ヶ月凡そ二万一千二百五十五件の監督をなし得るやうな状況になつておりますので、このまま監督成績が向上して参りますれば、本年度におきましては年間總數凡そ二十五万二千三百件は監督し得るものというふうな計算をいたしております。基準法の適用を受ける全事業所は凡そ七十万でございまして、従いまして從來の監督官の定員を以ていたしますれば、全事業所を一廻りいたしますのに二年九ヶ月かかるという計算になるのであります。一割八分の行政整理によりまして若干の監督成績の向上を見込みまして、將來においては三年五ヶ月を経過すれば一廻り全事業所を廻り得るものと考へておる次第でございまして。全適用事業所を監督いたします日数

は若干延長されることになるのでございしますが、監督官の教養訓練に力を注ぎ、又監督の対象になります事業場で、特に労働條件の悪いもの、そういうところを重点的に監督することになりますれば、この行政整理があらました後でも、左程基準行政に重大なる悪影響を蒙むることなくやつて行けるのではなからうかと考へております。

○羽仁五郎君 今の御説明で行政整理の結果、大体において三年に一廻りだけ労働基準監督官が工場に見廻りに行くことができるというのですが、労働基準行政というものが出發した現在、殊に日本の工場事情、労働事情というものが急速に改善されなければならぬという状態において、凡そ三年に一廻りくらい見廻るということでは適當であるとお考へになるかどうか、これは去る三月二十九日の日本タイムスに、これは司令部の労働課のエーミス氏が、日本の資本家の労働者に対する態度というものがまだ非常に遅れておるといふことを、可なり詳しく指摘しておられます。それから去る四月九日の日本タイムスに、やはり司令部の労働課のヘブラー氏が、日本の労働基準というものがまだ非常に低い、そしてこれは急速に高められなければならないといふことを、やはり詳細に指摘しておられます。それから日本がいわゆる経済再建をやつて行くという上においても日本がやはりチープ・レーバーの上に産業をやつて行く以上、これは到底國際経済の中に日本が歓迎せられるというところはあり得ない。これは殊にイギリスなり何なりその方面で絶えず新聞なりラジオを通じて日本が依然としてチープ・レーバーを以て世界經濟に

臨まうとするならば、これに對して斷固排撃しなければならぬという見解が表明されておるのです。そういう實際に大体において三年に一廻りだけの監督で十分だといふふうにお考へになるのかどうか。恐らくそうはお考へにならないで、最初労働省においてはどれくらい監督があれば國際的に希望されておるやうな日本労働基準といふものを引上げるというお見込だつたでしようか、その点を一つ率直にお答え願ひたいと思ひます。

○鈴木直人君 三年五ヶ月の日数について見ますと、千二百二十五日になります。一人の人が四百三十三の事業場を受持つて千二百二十五日かつて全部廻るといふことは能率が擧げられないように思ふのです。一人当りの担当事業場が四百三十三になつております。そうすると仮に一日に一つずつ廻つたとしても、四百三十三日かかるわけですから、要するにこれは三年五ヶ月かかるということにすれば、一人が四百三十三の工場を廻るのに三年五ヶ月かかるということになる、三年五ヶ月は千二百二十五日であるから、千二百二十五日かつて一人の人が四百三十三の工場を廻るといふ計算になるのです。これは能率が低く過ぎるやうな氣がするのです。

○説明員(寺本廣作君) 監督官の労働日数の問題でございしますが、一月現在十三人平均出でおります。將來におきましては、更に多く監督に出掛けることを見込んでおります。一年の労働日数でございしますが、五十二の休を見まして大体三百日見当でこの計算をいたしております。今までの計算では一日平均一・三見ております。

○鈴木直人君 そうしますと、一人の

監督官が一日出れば一・三であるといふと、二日かかると三つの工場を見て歩くという能率を基礎として三年五ヶ月かかるというふうに計算しておるだらうと思ひます。この監督官は実際に見ておると、監督官が非常に要点を簡明にしております、工場の内に入るたびに工場が分るので、勘で分るくらいになつております。従つて専門にこの労働基準法を研究し、そうして違反があるかないかというのを常に研究しておるから勘で分るくらいになつておる。それをほん／＼とよく行きますと、一日に一・五くらい廻るといふ程度のものでないと思ひますが、而も工場は相当密集しております、やはり相当やうと思へばやれるのでありますから、これは少し能率が低く過ぎると思ひます。それから一月に十三日きり実際に巡視しないといふことになるとすれば、それは予算の関係からの計算でございますか、実際に計算でございますか。

（委員長退席、理事中川幸平君委員長席に著く）
○説明員（寺本廣作君） 月に十三日出ておきますと申しますのは、今の実績を申上げております。
○堀眞理君 一ヶ月に平均十三日外に出られるとすると、三年五ヶ月で三百七十五日出ることになる。一人の担当の工場、事業場の数は四百三というところになりますと、三百七十五日のうち四百三の工場を廻るということになりますと、一、工場を一日にも足りない時間と監督する。こういう計算になると思ひます。それで果してさつき羽仁君の質問されたことにお答えになつておるかどうか、羽仁君の質問され

たようなチープ・レーバー、或いは日本の労働条件の國際的に悪いと認められた状態をどうして十分に高めることができるか、これについての政府の見解をお伺ひしたい。
○羽仁五郎君 私の質問に対してまだ政府委員から質問がありませんが。
○國務大臣（鈴木正文君） 羽仁さんの御質問、それからいろいろの質問が出て来ましたが、お答えしようと思つておりながらチャンスがありませんでしたので……チープ・レーバーの問題につきましては、根本的にこれは今の日本におきまして曾てのソーシヤル・ダンピングの名前で呼ばれるところのチープ・レーバーといふものは、道徳的にも、或いは經濟の基本的原則としても成立しないといふことは、これは経営者の方々においても、ああいう形のもは成立しないし、やつていけないといふことは恐らく今日においては認められておられるだらうと存じます。併しこのチープ・レーバー……私はここで賃金問題を展開しようといふような考えは毛頭持つておりませんけれども、例えば今年の三月末まで採用されておつたような政府の賃金、直接補助金によるところの賃金の維持若しくは向上とか、或いは物價の引上げによるところの、或いは赤字融資によるところの賃金の引上げといふふりなことは、一應となく九原則、三原則の下においては行われたいといふ、與えられたこの條件の下におきましては、私達はチープ・レーバーといふふりなことは全然これは反対であるといふことは、勿論といたしまして、賃金を維持、積極的には向上せしめることゝの可能な有力な方法とい

ものは、現在においては、勞使の企業努力と、それに対する政府の資金或いは資材等に亘る政策の協力と、この三つの中から打立てて行くのを中心の考え方としなければならぬ、こういうふうに考へておる次第でございます。チープ・レーバーの根本的の考え方については、皆さんとそう変りはないと存じます。この問題を解決……今の御質問はむしろ賃金問題よりは、そのいつた問題を監督、解決するに當つての労働基準行政が、この規模においては小さ過ぎるのではないかと、こういう御質問であつたと思ひます。極く大きな、大局的な意味におきましては、日本の現在の基準行政が、まだ先程も申しましたように、量においても質においても拡大強化されるべきであるといふ考え方には私は私達も賛成するのでございます。なぜここでこういうふうな措置を一應とつたかといふ問題になつて来ると存じますけれども、これは政府全体の行政整理のあり方と、これも又國家の全体の……日本の現在の政治の問題といたしましては、國家全体として絶対にやらなければならぬ必要な重大政策である。この点において羽仁さん達と或いは根本的に考へが違つてゐるかも知れませんが、現政府としてはそう考へておるものでありまして、國務大臣の一人といたしまして、又一方労働大臣といたしまして、この点も睨み合せて、そうして三割、二割といふふうな整理基準を除外して、一割八分といふところの國家全体の政策と、それから労働行政のうち最も重要な部分とに結び付けて一應の結論を付けたというのが事

実でございます。將來に亘り、又全体に亘りましての考へたいたしましては、労働基準行政は更に拡大強化すべきものであるといふ考え方を持つておることは勿論でございますし、行政整理は單に本回を以て終つたのではなくて、將來に亘つてこれが充實或いは再編といふことも恐らく附随して来るのでありまして、人を減らしつ放しでそれでお終いという行政整理ではない管でございます。この点につきましては、本多國務大臣から御説明があつたと思ひますけれども、それにつきましては、労働基準或いは安定関係といふ方面に關しましては、格段の配慮を拂つて進みたいと思ひております。

○羽仁五郎君 さつき申上げました。私は四月九日のヘブラー氏が指摘しておられるといふのは、若し日本の労働基準法といふものが変えられるならば、日本は全世界によつて非難され、そして日本の輸出は全世界の市場からシャット・アウトされるであらう。そういうことを指摘しておられるのです。これは労働基準法を變えるならばといふことなんです。これくらゐ強い言葉で言つておられるのは、日本の労働基準行政といふものについて、前進しないで、後退するならばといふふうに我々としては考へなければならぬ。ですから現在まあ約二年九ヶ月行われていたといふことすら我々としては非常に不十分であつたと思ふのですが、それが後退するやうなことがあるならば、このヘブラー氏が指摘しておられる、實質的に日本の輸出といふものが國際市場からシャット・アウトされるという虞れがある。今おつしやつた經濟九原則……よく聞いて頂き

たいのですが、經濟九原則の場合と、それから御承知のように日本の國際市場、特にイギリスなどが重大な関心を持つておる関係とは多少勿論その労働大臣としても分けてお考へになつておられるだらうと思ひます。そのアメリカと日本との関係は、それからイギリスと日本、或いはイギリスと同じような利益を持つておる國々と日本との場合とは、多少分けて考へなければならぬといふことは勿論言ひまでもないことだと思ひます。ですからこういう労働基準行政が前に進まないで後へ退くといふことは、そういう意味の日本の國際經濟への見通しを非常に悪くする。実は行政整理或いは財政の節約といふ目的よりも、一層重大な損害が日本の國家に向つて與えられるといふふうにはお考へにならないのか。そういう意味で少くともこの労働基準局の場合、前進はできないとしても後退はしない。現状は維持するくらいの考へはないか。それを國務大臣として或いは政治家としてのあなたが十分考へになつてお考へを頂きたいのです。……アメリカと日本との関係だけ考へておられるのでなしに、イギリスと日本との関係も十分考へにならないければ、これは私は必ず國際的問題になるだらうと思ひます。若し國際的問題になつた場合は、あなたはどうかいふふうにお考へになるか。そういう意味で少くとも後退はさせない。労働基準行政においては、今財政の関係があつて前進はできないにしても、後退はしないくらいのお覚悟を持つて頂きたいと思ひますが、どうでしょうか。

○國務大臣（鈴木正文君） 結論といたしまして申上げますれば、勿論後退は

いたさないという覚悟を持つておりますし、恐らく現存それではやれるか。人が減つたのではないかと問題になりまされども、勿論労働基準行政の面においては、先程申し通りでありますけれども、併し三年何ヶ月という数字は、形式的に全体の工場を人員で割ればそういうふうにもなりますけれども、ここに新しい精鋭主義と、それから新しい監督の方式とを創意を工夫いたしまして、それが大体今度の行政整理においても、ただ切りつ放しで按比例的に仕事を切り落してしまふと、そういうことは労働省ばかりでなくしてどの省でも、そういう考え方の上に立つておるのではないのでありまして、同時に精鋭を揃えて、能率を挙げて行くという考え方も行われる。第二次以後の行政整理というものはむしろ人の整理よりは、そういう機構の充実と按配という点にあるというところは先程申し通りであります。そういう面につきましての創意と工夫を加えますことによつて、只今の御指摘のような少くとも現状の行政監督力は維持し得るということは可能だと思つてございします。將來に互つての考え方につきましては先程申し上げた通りでございます。できるだけ今回の行政整理とは別個の間といたしまして、日本の労働基準行政というものは拡大強化されるべきものであるということを考えております。

○赤松常子君 私労働大臣に二つお尋ねをいたしたいのですが、先ず第一に、今おつしやられましたその精鋭を揃えてやればやれるとおつしやつておられますけれども、今までの基準監督官のいろ／＼業績を拜見いたし

ておりますと、実に労働者側から申しますならば慈愍に堪えないことも沢山ございします。その一例を申し上げますならば、監督官が現場を親しく見る、そして労働者に本当に実情を直接お聞きになるということは非常に稀なのでございまして、会社側にいらして酒を一杯飲まされると、そのまゝ帰つておしまいになるという例がまたまあり、非常に多いのでございします。これは私共労働者側の声を始終聞いておまして、非常に遺憾に堪えない次第でございしますが、從來ございす数ですからこういうような現状でございしますのに、実質的には業績が挙つておりませんその上に、尙お減らしになつて十分できるというお考えは一体どういふふうな、どこから出る御意見でございましょうか。ちよつと伺いたしたいと思います。

○國務大臣(鈴木正文君) どうも赤松さんに皮肉を申上げるわけでございますけれども、これはそういうような役人もあるということ、全然そんなことはない、こうまで否定は申上げませんけれども、仮にそういう面があつて、現在百パーセント能率が挙つていて、そして人が減つたのではどうしようもないといたしますが、そういう面があるとしたら、そういう面からうんと力を入れるということ、能率を引上げる余地は残されておる事ということも言えるのでありまして、要は本当に誠意を以てそれをやらかという問題に帰着すると思ひます。その点につきましては、御指摘もありましたし、こういう予算算の外の行政の關係で以て或る意味におきましては、基準行政が非常にむづかしいとき

に入つておる際でございますからして、私は勿論のこと、基準關係の首脳部をも鞭撻いたしまして、できる限り御意見に副うように、基準だけではなくて、本当に実質的の定員を取れるように努力いたしまして解決して行きたいと思ひます。

○赤松常子君 それから今度は行政整理が問題になりまして、労働省の官房課長のお名前でございしたか、こういう問題が起きた場合には全然騒いはいけな、声を立ててはいけな、運動してはいけなという通牒が出ておるのでありますが、それはどういふ意図で一体お出しになつたのでございしますか。

○國務大臣(鈴木正文君) 或いは見当違いのお答えになるかも知れませんが、私も労働省の官房關係からそういうものが行つたことは、私もないやうに心得ておりますし、ここに秘書課長がおりますけれども、この点恐らくはそれは内閣の官房長官の方から出た何かの文書が何かだつたらうと思ひます。そういったしつと、何と申しますか、いろ／＼な問題が、役所の人達が時間中にデモに類するやうな、そういう行動をとることについて何かが出たこともあるかと存じますけれども、はつきり記憶がございせんから、労働省の方からは、そういう事実はないというのを申上げまして、その他は尙別の機会に、必要がありましたならば取調てお答えいたします。

○國務大臣(鈴木正文君) 本多國務大臣が丁度見えましたがどうぞ。
○堀眞琴君 はあそうですか。本多國務大臣にいつかお尋ねいたしましたときに、大藏省並びに労働省の方面で、それを只今審議中であるというところで、併し大體政府の方針としては最低四ヶ月を保証するつもりである。併しまあ財政とも睨み合せて、予算上のやり繰りもあるからはずきりは申上げられないというお答えを得たように思ひます。ところが二、三日前のラジオを聞いておますと、退職手当は最低二ヶ月、こういうニュースが放送されたのであります。これは勿論新聞乃至は報道機關の誤りであらうと私は信じておるのであります。

なぜならば、國会に發表されない前にラジオのニュースで以て放送するといふやうなことはちよつと考えられないのであります。私は間違ひだらうと思ふのであります。私は間違ひだらうと思ふのであります。併し間違ひはないとすると、從來四ヶ月というところをお話になつておつたのに、二ヶ月と、半分の額に減らされるということになりますと、首を切られる職員にとつては死活の問題だらうと思ひます。でこの問題について、本多國務大臣並びに労働大臣の方から御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 只今お話の通り、政府としてまだ最後の決定をいたしておりませんので、これを責任を持つて御説明申上げる段階にまだ到達いたしておらないのでございしますから、新聞にそれが發表されておりますけれども、それは現在のところでは政府の責任ではないとお考え願ひたいと存じます。この前の御質問のときに、退職手当に対する政府の方針を御説明申上げたのでございしますが、その際最低四ヶ月分に達しない場合には、これをその範囲内において増額するという方針を申上げたのでございします。ただ併しその際それではその最低四ヶ月であるとかいふお尋ねでありますならば、その際実は労働年限、否、むしろ勤務日数と申しますが、それが十日であつたり、二十日であつたり、一月であつたり、或いは半年であつたり、そういうところまで四ヶ月に満つるまで増額するといふ考えではなかつたのであります。四ヶ月の範囲内において、そこまで増額するといふ方針を持つて、実はおつたやうな次第でございまして、どんなに勤務年限が十日とか、二十日とか、半年にも足らんとか、少い人でも四ヶ月まで引上げて支給するんだというふうな若し御了解になつていたとしたら、若しならば、私の説明の不十分な結果であると思ひますから、この際さう御了承願つて置きたいと思ひます。それでは現在政府が考へておるところの退職手当の基準について、最低は二ヶ月というふうになつたというふうな聞いておるが、どうかというお話であります。これはまだ決定いたしておりませんが、それをばつきり申上げるわけには行きませんが、極く勤務年限の一年にも足らないという未満の人達には、そういう程度の場合もあり得ると存じます。先般御説明申上げたときと、今回新らしい基準として只今調査しておりますところの幾分考へ方の違ひ点は、実は均衡予算の範囲内で処理して行くといふことが止むを得ない事情にあります

ので、極く勤務年限の長い人あたりで、例えば恩給を十五年勤めておれば十五ヶ月一時恩給として取ると、その人が更に、従来の準則によりますと、十五ヶ月分の退職手当ということになつて参ります。そういう勤務年限の長い方のところにおきまして、少しずつその予算関係から、何と申しましようか、減額されるという方向にあると申上げ得られると思います。その程度のことでありまして、実はこれは政府の方針で決定いたしました。関係方面と今折衝中でございます。実は今日にも折衝が遂げられるかというので待機しているような状態でございまして、一刻も早くその結果を御報告申上げたいと存じております。

○三好始君 議事進行で、労働省の定員に関する資料は、行政管理局から提出された資料と、非常に食い違いがあるものであります。この点について労働大臣は、行政管理局から出されている資料が印刷の間違ひか、計算の間違ひだらうというふうなお話であります。行政管理局の方からは、今までもまだ正式に訂正の申入れもなければ、何ら釈明もないのであります。新定員についての数字は、勿論両方とも一致しているわけでありまして、旧定員即ち現行定員におきましては、行政管理局から出されております資料によりますと、二万七千八百二十二人なんです。労働省から出ている資料では、二万五千四百八十八人、現在員におきまして、行政管理局から出ている資料によりますと、二万五千六百五十七人、労働省から出ている資料では、二万三千九百九十二人、従つて新旧定員の比率におきましても、相当の違ひがあるわけでありまして、行政管理局から出ている資料によりまして、七二%となつておりますが、労働大臣の説明によりますと、七九%強だと、こういう話が話でありますので、労働大臣の説明を信用したいのでございまして、けれども、定員法の直接の責任官廳としての行政管理局から出ている資料について、正式に訂正の申入れがない以上、それを無視して審議を進めるといふことはできないと思ふのであります。この点について、本多國務大臣の御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(本多市郎君) これは各省から御報告を求めまして、それに基いて私の方では作業を続け、資料の作成をいたして参つたのでございまして、御指摘の点は、実員の点に相違があるやうでございまして、この実員は実は時々刻々変りますので、或いはその実員を押えたその日の違ひ方で違ひを生じておるのじやないかと存じますが、よく調査いたしましたして御説明申上げたと思ひます。更に間違ひがございましたならば、訂正することに手続を取りたいと思ひます。

○三好始君 これは先程私が申上げましたやうに、実員だけではないのでありまして、旧定員におきましても相当の違ひがあるものであります。新旧定員の比率も七%程違ひがあるわけでありまして、そういう相違が計算の間違ひであるか何であるかはつきり分るまで、非常に審議する上に我々としては、どつちを信用していいか分らんのであります。

○説明員(中西実君) その数字の違ひは、只今本多國務大臣のおつしやつたやうな理由もございまして、もう一つ

は、実は労働省の関係では、職業安定関係で地方廳に職員が相当おります。これは本来國家公務員ではあります。一應地方自治法の方で規定される定員になつております。どうも行政管理局から出ておりますこれは、その係の方に聞きませんとよく分りません。それが入つておるのじやないかという氣がする。それで私の方の計算はきつちりと大蔵省と打合せいたしました。絶体間違ひはございせん。よく行政管理局と連絡いたしました。その数字が間違つておりましたら、その方から又訂正するように申したいと思ひます。私の方は大蔵省とも突き合せまして、絶対間違ひはございせん。

○中井光次君 只今の問題に關係しておるのですが、私は昨日から黙つて伺つておりましたが、本多國務大臣の方で御提出になつた資料と、各省で御説明になつておる部分は、豈労働省のみならぬやであります。外にも数字が違つておるのであります。それを尋ねると、時間的のズレであるとか言つて結局押さえるところはないというやうな状態になるのでありますから、これは一面から申しますと、いと殆んど、実は会期は延びましたからよろしいのですが、今日で会期がなくなるやうな状態であつたのであります。今日においては両者の政府内部における統一がうまく取れないと私は思ふのであります。この点を私共において穿さくすることは甚だ迷惑であると思ひます。この資料を政府において明確にそれを統一して頂きたいと思ひます。そうでないといふと、本多國務大臣にお尋ねした場合と、各省大臣にお尋ねした場合と、一致する場合もある

り、一致しない場合も起つて來ておるのであります。現に昨日の経験によりまするといふと……であります。それからこれを明確に現に頂かないと、我々は一々の穿さくを現在しておりますけれども、しなければならぬというやうな状態に……会期も延ばされて迫つておるにも拘わらず、そんな状態でありまして、これは一つ早急に整理して頂きたい。そうでないといふと、非常にさういふことのために時間を費やすことが多いように思ふのであります。特に強く御希望申し上げます。

○國務大臣(本多市郎君) この点は誠に申訳ないところでございまして、昨日の委員会におきまして、そういうところを指摘もされました、私共も資料を見まして非常に困つたことと思ひました。そこで直ちに調査をして最後の案として申しようか、動かないものを準備すべく今日も殆んど全員がかつて誤りの点は直したものを一刻も早く提出したいと存じております。

○羽仁五郎君 二、三日前にラジオで、十五歳未満の少年が、いわゆる労働基準法に違反して父親がその雇用関係を結んで、そして過重な労働の中で働いて神経衰弱になりかかつておるとあるという、非常に美しい放浪があつたのであります。あれが今の労働省の予定から見ると、三年五ヶ月経たないといふ労働基準監督官は來ない。さうすると、あの子供はもう十七、八になつてしまふ、悪い場合には発狂するなり、或いは工場を辞めて闇屋になるなり泥棒になるなりする。さうする

と本多國務省はちやんと法務廳は九九%人員を確保しておられて、泥棒になつた者は捕まえてやるという、こういう方法。それからさつき申上げましたやうに、私はイギリス關係の人と極く最近に会いまして、今度の行政整理が労働基準に及ぼす影響についていろいろ議論したのであります。國際市場はシャット・アウトされておるし、國內においては労働基準法が守られないで、働こうとする人も働けないで、泥棒になつてしまふ。これはつまり亡國政策という外はない。國を亡ぼす政策でないか。この際本多國務大臣と労働大臣とおられるのですから、こういう國を亡ぼすやうな行政整理は直ちに撤回されて、労働省が十分の人員を持つて日本の労働基準を上げ、國際市場に十分進出し、まじめに働けば十分食えるという労働行政をやられて、法務廳なりお巡りさんの数を減らしたらいいのでないか。昨日も私帰りに池袋を通りますと、交通整理のところにお巡りさんが七、八人遊んでおる。さういふやうなやり方でなく、それは一つの例に過ぎませんが、働けば食えるという方法を講じて行くべきで、働いても食えない人を充実に置くというの、働かない人を充実に置くというの、現内閣の政策としても私は余り立派なものではないと思ふのですが、これは至急こういうのを改められる御意思はないでしようか。

○國務大臣(本多市郎君) これは日本の今日の國情から考へて提案いたしておるところであります。原案を改める考へはないのでございまして。又こういう政策が國を亡ぼすと言われましたが、是非日本再建のために必要なこと

であると考えております。

○木下源吾君 先程中井さん、三好さんから言われておつた、ミスプリントが何か知りませんが、凸凹のいろいろなやつは直して貰えるとしても、今度の定員法というのは、一体こういうように出たためなの本当だと私は思うのです。(その通りと呼ぶ者あり)私は本多さんでも誰でもいいが、というのは、まあ根本的に言えば、予算を決めて差上げておるんだから、それであなた方切つて行けばいいわけなんだ。いおば予算一杯で使えるだけ使えばいいわけなんだ。ところがやはりこういう首切り法を我々の前に持つて来たというところは、これを合理化して、何か責任を國會にも負担させようという意図があるかないか別ですが、そういうふうに見られて来た。そこでこの定員ですが、数だけを大体決めましても、局長ばかり皆この数だけ置くというわけではありますまいけれども、それでもできるわけですね、こういう表だけ配つて来られると……局長ばかり、一級官ばかり並べてもできるわけですね。そこで今幾ら数を正確に現わしてここに持つて来られたところが、やはりこれを押えるものは予算だと思ふのです。前に作つた予算のこれは法律だから……この辺のことを一体どういふに政府はお考えになつておるのか。若しもあなた方が國のためにやりになるんだということであるならば、少くも局長、課長、そういうつまりの仕事にはどういふ技師というくらいまでは持つて来て頂かんと、私達には困ると思ふのです。ただ数を何名というだけでは、これは今までの予算の法律とちつとも変らんのじゃないか。

この点の御見解を一つ改めて伺ひたい。引續いて又お聴きます。

○國務大臣(本多市郎君) 予算の範囲内で人を使うのであるから僅かながら制限があるので、定員法の必要はないではないかというお話でありました。が、從來はそういうふうなやり方が多かつたようでありまして、予算は御承知の通り移用流用等もできるものでありまして、それにはどうしても定員法というもので公務員の数を明瞭にいたして置くということが、これが有意義であるという趣旨から、國家行政組織法に定員法を定めるように定められていたのでございます。これはその内容が例へば職員であつても、又局長であつても一人は一人じゃないかというお話でございましたが、それは誠にその通りでございます。併し、この長官、局長、或いは次長、部長等は設置法においてそれ／＼その数が確定いたしておりますので、それ以下の面においては或いは多少上級の者、或いは下級の者ということで、各省大臣が裁量される余地がありますけれども、今回の設置法における局長、部長等の数はやはり整理方針に従ひまして三割減が実現されておりますので、上の方だけが減らないというふうな結果にはならないのでございます。私共はこの程度の定員法でも行政組織法に基きまして定めて明瞭にして置くことが、又機構人員の膨大が今日非難されておる折から誠に有意義ではないかと考えております。

○木下源吾君 ところで、私共もそれを希望する。できれば私は今局長と言つたのですが、組織法にある以上、それを言うているのじやなくて、例を引いて私は言つておるのであります。今本多さんの言われることのようないことが現実になりつと行われれば私はいふと思ふのです。つまり職務による又事務の量による、事務の質によるというふうなものでなければ、それが出来ない今日おやりになるのだと言つて来られて、やはりこれは今までのよう大難だといふようなものだと言つて受取れないといふことを申し上げておるのであります。併し政府の意図しておるところは二割三割と言つておられますが、昨日来お伺ひしておりますという、必ずしも二割三割ではない、この点については非常な融通性があるように現われて来ておりますが、現にこの今の労働省の参考の資料の中にも今回の行政整理によるものが四十万人であると、二月二十五日の閣議決定では四十万人と書いてこの資料は出ています。ところが現在実際に整理される者はどのくらい……これは私から御説明するまでもありません。このように政府の方針と言いますか、やろうとしたことは違つて来ている現実の問題であります。こういうようなことについて

あります。これらと合せ考えるときに、政府の二割三割というものが公平に本当にそれらに厳密に行われるのかどうか、並びにもう一つは二月二十五日の閣議決定という、この数字の今日現実に變更して来ているこの事実を照して、これはどういふわけであらうか、これを願ひたい。

○委員長(河井彌八君) ちよつとこの際諸君にお諮りしますが、労働大臣は労働委員会から呼びに参りました、少しこの席を外しまして、又後にここに戻つて来るということでありまして、それを許そうと思ひます。

○木下源吾君 私は質問の継続中でありまして、これからいよいよ質問の本筋に……労働大臣にお願いしようと思つておりますからどのくらいで一つお出でになりますか。

○國務大臣(鈴木正文君) 今日は労働組合法の一般質問が始まりますからちよつと見当がつかないのです。

○河崎ナツ君 私は是非労働大臣に伺つて置きたいことがあります。

○委員長(河井彌八君) 御答弁はあとでやりましょう。

○木下源吾君 ええ結構です。

○河崎ナツ君 先程羽仁さんが御質問になりました基準局のことにつきまして、労働行政におきまして基準局は非常に重要なことだとして新しい面において重要なことだといふお話がございましたが、その通りで、丁度それと四敵する程、まだそれ程生長をいたしてありませんけれども、労働省におきましての婦人少年局と申しますのは、これは労働行政の中の婦人局には動労働人、一般婦人もござりますが、その面

におきまして更に日本といたしまして、殊に文化日本といたしまして新しい面への、政治においての一步今踏み出した、まだ一年ですから半歩前進したくらいであります。その歩き出した婦人少年局の重要性につきまして、先ずその最初に労働省ではどの程度に重要に考えておられますか。私は今申し上げましたように重要に考えておる一人であります。そのことを考えまして少しお尋ねいたしたいと思ひます。先ず大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木正文君) 婦人少年局の行政の方面につきましては、それはもう絶対に重要な労働行政の一部分、國家行政の一部分だと考えております。

○河崎ナツ君 そういうふうなお立場でいらつしやいましたなれば、まだほんの歩き出したばかりで人数も少いのでございますが、それがこの表で拜見いたしますと、部門によりまして、基準局なんか一割八分で認めた、こういうようなことで本当はもつと喰止めていと思ひますが、それに対して二割のところもありませんが、婦人少年局は一律の三割の整理の中に入つておるようでございますが、この少い人数で三割といふと大変少いことになります。が、あの沢山の廣汎な婦人少年局の仕事が、どの程度の仕事ができるかと大変心配いたす一人でございますが、その点について大臣にどういふようなことでやるかということをお聴きしたい。

○國務大臣(鈴木正文君) 私共も、その点では婦人少年局の出生以來日も浅いその事情も十分承知いたしておるの

【委員長退席、内閣委員理事中
川幸平君委員長席に著く】

でありますから、こういう必要なものについて実際に当つておられるならば、私は今度の数字は出て来ないのではないかと、こう考えるのであります。本場にあなたがたおつしやるように、これは國家のためである。実績その他を勘案して、これをおやりになるのだ、こういうことが眞実で言葉通りに裏付けられておるならば我々にも賛成なのであります。幾度かここであなたと押問答をいたしましても、これは政府の方針で目途で進んでおるのだ、現実に首切るのが現業官吏である、その方でやつたらよろうということからである。こういうように大臣諸公に聞いておるのであります。聞けば聞く程、更に内容に進んで行きますと、仕事という面に行きますと、財政の面ではただ表向きは財政は上から来るのでありますけれども、本場の仕事の面に行けばこれはできないという面が多々あるのでございます。この点について一つ私は今出されておる定員法の定員の数だけを決めるといふことに非常な不安を持つ。又將來直せばいいじゃないかと言われるけれども、現に今決めたためにあらゆる仕事が破壊されるという面、恐るべき結果が多方面に現われることを我々は考えなければならぬのです。本多國務相は尙確信を持つて実情に即して我が國のために現在與えられておるところの生産、こういうものを維持するために、又國民生活安定のために、これはどうしても必要だ、かように考へておられるか。これは一應もう一遍お聞きしまして、これは本場に今までのようなお答えである

ならば、私はもうそれで観念しますけれども、本場にあなたが國を思われ、そうして日本の産業を、日本の生産を、経済を安定し復興せしめるという見地に立つて、それをどうしてもやりにならないならばならぬ、こういう考えについて一つもう一遍信念を承わりたい。

○國務大臣(本多市郎君) 実状を調査して、その実状に副うようにと申上げたのでございますが、これは勿論政府機關を通じての調査でありまして、その各省各廳の實状について最も詳しい調査をできるものは各省各廳であります。主管大臣を通じて、この程度の整理ならば後の仕事は支障なくやられるという確信の下に決定したのでございまして、ただ定員法は御承知の通り本省と外局とを区別したただけでありまして、小さな部局に対する人員の区分の配置は、各省大臣が権限を持つておることになっております。各省大臣は恐らくその権限によりまして配置よろしきを得まして、支障なく各省各廳の事務を遂行されるものと確信いたします。今回の行政整理が國家を破壊するものであるかどうかという御意見に對しましては、私共慎重に調査し考慮いたしました結果、この程度のことはどうしてもこの際断行する必要があるという確信の下に提案いたしておるのでございまして、これが必ず日本再建のお役に立つことと存じておるのでございまして。

○木下源吾君 只今各省大臣がこれでやつて行けるというのを言われておると言いますが、現に今労働大臣もこの立つて行く前に、自分には確信がないけれど、本多國務大臣の方からこ

う言われるのでしようがないからこうしておるのだというやうな意味のことを言つておるのであります。どうも私はこの辺の割切れないところは……これは本多さんなら割切れないか分らんが、我々はもう割切れないものですから、これはこれ以上お話し上げても仕方がないと思ひますので打切つて置きますけれども、この氣象の問題の点については是非氣象台長に一つ来て頂いて、あなたも御同席して頂いて、今やつておるこの仕事が維持できるのかどうか、こういうことを聞いて見たいと思ひます。

○大山安君 先程から御熱心なる御質問を承つておりました。一體定員法は占領政策上の指示、つまりその一部になつてゐるのですか、定員法というものは、……それとも占領政策に關係なく政府が單に國家のためとして立案されて提出されたものであるか、それを伺ひたい。

○國務大臣(本多市郎君) これは關係方面より占領政策として指示されたものではございませんし、占領政策に入るものではないと思ひます。政府といたしまして自主的に遂行しようといつたのでございまして。

○羽仁五郎君 さつき労働大臣が答弁されたお答えは、實際不誠意な答弁だと思ひます。労働省の政府委員もおられますから、本多さんにこういう行政整理が國を滅ぼすものではないかどうかを一遍聞きたいのですが、労働基準監督官の監督業務実施の成果は監督月報によつて明らかであります。この月報によれば、昭和二十二年二月から七月までの監督業務実施總数八万三千九百五十三、そこで違反の件数が十八万

三千九十八あるのです。これは僅かにそれだけの間に基準監督官が八万の工場を見て歩いて約十八万の労働基準法違反がある。この労働基準法があるという事は労働者が虐待されているという事です。それからこれが僅か五ヶ月間に八万の工場を見て歩いて十八万の労働者が虐待されているというのですが、これがさつき言うように三年以上に一週しか行けないとすると、大体八万の工場を以て十八万なんです。七十万の工場であるならば、概算してこれが約十倍となるならば違反件数は百八十万、二百万に近い違反で労働者が虐待されているということが……場合によつては二年三年とそのまま放置されているのです。それからさつき河崎委員が質問されたように、婦人少年局においては約百五十人の人で以て、それで少年が虐待されていらないか、女性が女性の生理に障害を起さないか、というような労働條件に置かれておるかどうかということを見て歩くということ

は事実上できません。あなたが事務に支障がない、能率に差支ないと言われても、それはできることじゃない。百五十人ばかりの人ではどうにもならん。日本全國の子供や婦人に重労働をさせ、或いは身体が冷えるような労働をさせられる。だからこれをおやりになるというならば、民自覚の現内閣がこのまま女は病氣になつても構わない、女が冷えて子供なんか生まなかつても構わない、労働者は虐待されても構わない、そういうことは亡國的政策じゃないかという事です。こういう点を十分お考えになつて、労働大臣の今のような基準局や婦人少年局の二割乃至三割というものは折衝されて節減

をなすつたのかどうか、これをお聞きしたいのです。

○國務大臣(本多市郎君) 労働大臣が何か政府と違つた氣持を持つておられるというやうなことを前提としてお話を以て支障なく事務を処理して行けることを確信しておられると私は確信いたしております。この労働大臣の確信に基きまして、政府の全体の意見も決定したのであります。只今のやうな実情もございまして、只今のやうな工々努力によりまして、支障なくやつて行けると信じております。

○委員長代理(中川幸平君) ちよつとお諮りますが、速記が次へ行くことになつて、ここに速記は来んことになつても知れませんかどうぞ……

○木下源吾君 先程私が申上げて置きました。急を押し置きますが、氣象台の台長も一つ来て貰うように要求して置きます。成るべく早い機会に……

○委員長代理(中川幸平君) 次の委員会に……

○木下源吾君 成るべく早く……

○カニエ邦彦君 これは先程堀君からも質問があつたのですが、今回の行政整理によつて生ずるところの退職者の退職金の問題ですが、これはまあはつきり先程まだ交渉中で分らないという御答弁があつたのですが、併し大体政府としてどのくらいやるかという的確な数字でなくとも、大体お考えになつておる数字は一体どのくらいのものでございましてか。

○國務大臣(本多市郎君) 退職手当の總額については今資料を持つておりませんが、個人々々の受くべき退職手当

の基準については、大体最前申上げた
と存じます。一年未満の人、二年未満
の人、三年未満の人というふうに、や
はりこの辺まではどちらかと申しま
す、全体の平均よりも高い率になるよ
うに考えております。それから上、恩
給それから共済組合の給付金等も恩
給、共済組合給付金は今まで通り
が、これはもう法律通りであります
が、それと混み合せる関係で二割五分
高額の者になれば三割ぐらゐつて退
手当金額が減つて行くように落ち着
くのではないかと思つております。こ
れが私の今日答へ得る精一杯でござ
います。

○カニエ邦彦君 大体額にするその
場合はいゝ／＼違ふのですが、平均に
すると一休何ぐらゐになるのです
か。

○國務大臣(本多市郎君) これは今
のところ退職者は退職年数の平均を
とつて計算の基礎にいたしております。
それから行きますと、平均したところ
で六、七ヶ月になるんじゃないかと思
つております。或いはそれより少し上
になるかも知れませんが、そんなところ
ではなからうと思つております。

○カニエ邦彦君 これはこの前の委
員会にも今度の委員会にも、大臣が政
府としては聊かもその基本的な人権を
曲げてないのだ、憲法の精神には反
したようなやり方はしてないんだと
いうことを言われたのですが、今回の
措置に當つて退職者が大体どのくら
いできるかというところは、すでにもうこ
れは分つておることでもあり、又その
数もしばしば発表されておることでも
ございますが、肝心の退職者の退職金の

その額が未だにはつきり決まらない、
而もまだそれを決めていないという
ことで、言い換へますならば、労働者
は首を切るんだ、首を切つた者は容赦
なくやるんだ、首を切つた者を一体ど
うするんだ、どこへ持つて行くんだ、
又どこへ入れるのかというような後
者の場合の始末のこと考へることなく
して、今回の行政整理をどう／＼進め
ておられる。かようなことでは非常に
労働者の基本的な人権を尊重して
おられる。少くとも首を切る限りに
おいては、首を切ることもよろしい、併
しながら切つた労働者に対して納得の
けるような一つの方法を先に講ぜられ
て置くべきが至當でないか、こゝにい
ふような点からしても、いゝ／＼とし
ば問題になつておるやうに、政府が
労働者の立場なんかはどうでもい
んだ、切つてしまふ切ればいんだ、か
うになれば切捨御免で、後は野とな
れ山となれというやうなことになるよ
うに考へるの、この点において政府が
聊かも労働者のいゝゆる基本的な人
権を曲げていないということにはなら
んと思ひますが、どういふわけであ
うことをやられたのか、その点につ
いて一つ大臣の責任ある御答弁を願
ひたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 政府とい
たしましても退職する人達に対して適
当な退職手当が出せないといふこと
でありましたならば、この行政整理の
問題は根本的にこれは考へなければなら
んと思ひますが、適当な退職手当は必
ず出せるという確信をいたしてござ
いますので、何ら支障なくこの行政
整理は遂行できるといふのが結論であ
ります。

○國務大臣(本多市郎君) 政府とい
たしましても退職する人達に対して適
当な退職手当が出せないといふこと
でありましたならば、この行政整理の
問題は根本的にこれは考へなければなら
んと思ひますが、適当な退職手当は必
ず出せるという確信をいたしてござ
いますので、何ら支障なくこの行政
整理は遂行できるといふのが結論であ
ります。

○國務大臣(本多市郎君) 政府とい
たしましても退職する人達に対して適
当な退職手当が出せないといふこと
でありましたならば、この行政整理の
問題は根本的にこれは考へなければなら
んと思ひますが、適当な退職手当は必
ず出せるという確信をいたしてござ
いますので、何ら支障なくこの行政
整理は遂行できるといふのが結論であ
ります。

○國務大臣(本多市郎君) 政府とい
たしましても退職する人達に対して適
当な退職手当が出せないといふこと
でありましたならば、この行政整理の
問題は根本的にこれは考へなければなら
んと思ひますが、適当な退職手当は必
ず出せるという確信をいたしてござ
いますので、何ら支障なくこの行政
整理は遂行できるといふのが結論であ
ります。

す。更に退職を実行するときまでにそ
の退職手当の問題が解決しないとい
ふような見通しも持つておりません。こ
の御審議の中でも重要な要件でありま
すから、御審議を終るまでにはこの数
字を明らかにしなければならんと考
えております。退職を実行するとき
には必ず適当なる退職手当は出せる
という確信の下に提案いたしておる
次第でございます。

○國務大臣(本多市郎君) 基準は最
前申上げておつたその方針に基いて、
只今関係方面と折衝中でございます。

○堀真琴君 この問題につきまして
は、確か行政機構刷新審議会の失業
対策の要綱の中にも五ヶ條六ヶ條
の項を見ますといふと、確か民間企
業との釣合ひを考へるということに
なつておると思ひます。その点につ
いての御考慮をなされておるのでござ
います。

○國務大臣(本多市郎君) その点につ
きましては考慮して率を決定するつも
りでございます。

○堀真琴君 民間企業の方面と、そ
れから今度政府で出される適当なる退
職金の割合といふと、比率といひ
ますか、そういうものについての資料
を即刻お出し願ひたいと思ひます。民
間企業と申しまして、代表的なところ
でよろしうございしますが、是非それ
をお願いしたいと思ひます。

なつて、一体どのくらいの大衆課税の
軽減ができるかどうかといふことをお
伺ひしたいんですが、大体の額でよろ
しうございします。

○國務大臣(本多市郎君) これは昨日
大蔵大臣が答へた通りでありまして、
今回の行政整理の結果の國費の節減
は、これは総合的に予算に影響して行
くのでありまして、これによつて勤
大衆の勤勞所得税に幾ら響くという計
算はいたしたかと思ひます。

○赤松常子君 ちよつと本多國務大臣
にお尋ねいたします。駐在員として出
ております人から、今度の問題が起
つてから、こゝろ行政整理に反対して
はいけないといふたやうな通牒が出て
いるやに聞いておりますが、それは
労働省関係の方でございましたから、
私は労働省の秘書課長かと存じまし
たけれども、そうでない内閣の官房秘書
課長からというやうなお話でございま
すけれども、そういうことが出ており
ますことを御承知でしょうか、如何で
いらつしやいませうか。

○國務大臣(本多市郎君) 恐れ入
りますが、もう一回お願ひします。

○赤松常子君 行政整理に關係して、
いゝ／＼地方の出先の公務員に対し
行政整理に反対をしてはいけない、
騒いではいけないといふ通牒が秘書課
長の名前で出ていたといふのでござ
いました。それは私の聞いたのが労働
省の秘書課長から出たのかと思つて、
先程鈴木労働大臣に伺ひましたが、
労働省からは出ていない、内閣の秘書
課長から出ていたといふお話でござ
いしますが、御承知でいらつしやいま
しょうか。

○國務大臣(本多市郎君) 今回の行政
整理に際しまして、各地方の出先機
関等から非常に陳情がありまして、
これが或いは出先機関の職員等とい
うことで、そういうことであるなら
ば、誠に好ましからうことである
と考へてはおりますが、まださうい
ふ通牒を出したといふことは私は聞
いておりませんので、調べまして次
に御返答申し上げたいと思ひます。

○赤松常子君 では鈴木労働大臣
におつしやいませうかと存じてござ
います。ちよつと本多國務大臣にお
尋ねいたします。駐在員として出
ております人から、今度の問題が起
つてから、こゝろ行政整理に反対して
はいけないといふたやうな通牒が出て
いるやに聞いておりますが、それは
労働省関係の方でございましたから、
私は労働省の秘書課長かと存じまし
たけれども、そうでない内閣の官房秘書
課長からというやうなお話でございま
すけれども、そういうことが出ており
ますことを御承知でしょうか、如何で
いらつしやいませうか。

○國務大臣(本多市郎君) 恐れ入
りますが、もう一回お願ひします。

○赤松常子君 行政整理に關係して、
いゝ／＼地方の出先の公務員に対し
行政整理に反対をしてはいけない、
騒いではいけないといふ通牒が秘書課
長の名前で出ていたといふのでござ
いました。それは私の聞いたのが労働
省の秘書課長から出たのかと思つて、
先程鈴木労働大臣に伺ひましたが、
労働省からは出ていない、内閣の秘書
課長から出ていたといふお話でござ
いしますが、御承知でいらつしやいま
しょうか。

○國務大臣(本多市郎君) 今回の行政
整理に際しまして、各地方の出先機
関等から非常に陳情がありまして、
これが或いは出先機関の職員等とい
うことで、そういうことであるなら
ば、誠に好ましからうことである
と考へてはおりますが、まださうい
ふ通牒を出したといふことは私は聞
いておりませんので、調べまして次
に御返答申し上げたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 通牒の点は、私は聞いておりませんので、先ずその通牒を出したか、出さないかを一つ調べてお答えいたしたいと思ひます。

○委員長代理(中川幸平君) 本多國務大臣は衆議院の方にお出でになるそうですから、労働省の政府委員に何か御質問がありますか。

○羽仁五郎君 昨日の私の質問に対して、大蔵大臣が御答弁されました趣旨は、私共は納得していません。従つて今日それをお繰返しになつたのですが、我々が納得したのだと思つてお繰返しになつては困る。言うまでもなく、行政整理の質問は或る意味において輿論です。併しその輿論の正体は、輿論の裏は何であるかというならば、それは大衆の課税は重過ぎるということにあるのです。従つて輿論に應えて行政整理をやるような形をなさながら、その輿論において大衆課税を軽減しない、それを一部の利益のために課税されるならば、これは輿論を欺くものだと言わなければならぬ。昨日の大蔵大臣の答弁は納得しておりません。従つて今の本多さんの御答弁も我々は納得しておりません。(暫時休憩)と呼ぶ者あり)

○委員長代理(中川幸平君) 休憩するとあと幾らも時間がないでしょう。

○カニエ邦彦君 煙草を喫みながら話をすることに……(羽仁五郎君) 議事進行についてと呼ぶ。

○委員長代理(中川幸平君) 本多國務大臣は衆議院の方にお出でになりますから……

○國務大臣(本多市郎君) 明日聞いて参ります。

○赤松常子君 どうぞお願いいたします。

○羽仁五郎君 さつきの問題が結局よく分らないので、労働省の労働基準局長、それから婦人少年局長に出て頂いて、はつきりしたことを伺いたいと思ひます。

○堀真琴君 やはり議事進行に關して……労働基準局長に是非出て貰いたいと思ひますが、同じような問題が農林省の食糧管理局の方面に昨日問題になつたのでありますが、あの問題についてもう少しお尋ねしたいと思ひます。是非とも食糧管理局の責任者に出て頂いて、質問させて頂きたいと思ひます。

○委員長代理(中川幸平君) 労働省関係だけに、大臣がおられませんかけれども、局長がおられますからどうぞ。

○羽仁五郎君 労働基準局長が御出席です。伺いたいと思ひます。さつきの討論をお聞き下すつたと思ひますが、労働基準局としては責任を以て日本國民及び國際労働階級に対して労働基準行政をこの行政整理の結果による定員で遂行できるといふお考えですか。

○説明員(寺本廣作君) 先程労働大臣から續々申上げられた通りであります。一般の行政整理に対して労働基準監督官については特別の考慮を拂われたいものでございまして、監督官の減少によつて多少從來通り行かん点もございまして、その点は監督官の努力によつて労働基準法を國際的に恥かしからぬように実施して行かなければならぬものと思つております。

○羽仁五郎君 局長にもう一遍お尋ね

したいのですが、これは私は疑いもなく國際問題になると思ひます。ですからさういふ点も十分お考えになつて……日本の労働行政といふものは要するに偽善であるという指摘を受けたときにはどうなるか。婦人少年局の場合もそうです。百五十人ばかりの者で少年を虐待から護り、婦人を護るなんというところはこれは偽善ですよ。又労働基準局の場合でも、この二千人で以て七十万の工場労働者を護るということは、それはまあ御努力なさるといふ御苦衷には御同情申し上げますけれども、客觀的によそから見れば、オブジエクティヴに見ればこれは偽善だと言わなければならぬ。そうすれば現内閣は労働行政をやると称して労働基準局を置き、婦人少年局を置いていながら、実は何もしないつもりであるといふ批判を受ける。又事実もう新聞紙で絶えず傳えられるように、労働基準の違反事件がさつき申上げたような数字で、これはあなたの方で御発表になつた数字ですからよく御存じだと思ひますが、こういう違反事件が実に多い。それから又少年と婦人の虐待の事件も実に多い。ですからどうかもう少し考え直して頂くことはできないのでしょうか、どうでしょうか。

○カニエ邦彦君 議事進行に關して。労働大臣がもう程なく見えと思ひますが、それまで暫時休憩して下さい。○委員長代理(中川幸平君) 休憩といふ御意見でありましたが、この辺で散会することにいたします。

午後四時十二分散会
出席者は左の通り。
内閣委員
委員長 河井 彌八君

理事

委員

人事委員
委員長
理事

委員

國務大臣

政府委員

説明員

労働事務官(大臣官房秘書課長)
労働基準監督官(労働基準局長)

カニエ邦彦君	中川幸平君	藤森眞治君	河崎ナツ君	城義臣君	下條康鷹君	新谷寅三郎君	鈴木直人君	堀眞琴君	三好始君	中井光次君	木下源吾君	小串清一君	宇都宮登君	赤松常子君	大山安君	東浦庄治君	羽仁五郎君	岩男仁藏君	鈴木正文君	青木孝義君	本多市郎君	岡部邦生君	田中巳代治君	山口鐵四郎君	中西實君	寺本廣作君
--------	-------	-------	-------	------	-------	--------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	------	-------